

世田谷区告示第660号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年9月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月24日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号

(1) 21-G191

(2) 21-G194

2 変更の区間

(1) 世田谷区松原五丁目447番7から447番5まで

(2) 世田谷区松原五丁目447番6

3 変更の区域

(1) 延長 19.52メートル

幅員 0.62メートルから0.65メートルまで

面積 13.32平方メートル

(2) 延長 30.83メートル

幅員 1.45メートルから2.02メートルまで

面積 57.88平方メートル

案内図

区管理道路線の区域編入部分（区域決定）

街区

松原五丁目30番

